

2 一般的な算定方法

(1) 原則計算（平均給与額算定書（A）欄）

平均給与額は、原則として、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去3月間（その期間内に職員となったものについては、その職員となった日までの間である。以下「過去3月間」という。）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額（以下「平均日額」という。）となります。

過去3月間にその職員に対して支払われた給与の総額とは、その間の勤務について職員に支払われるべき給与の意味ですから、その間の給与が遡及して改定された場合には改定後の額により、また、時間外勤務手当、特殊勤務手当等のように給与支払の実務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取り扱います。

なお、寒冷地手当は、災害発生日に寒冷地手当支給地域に在勤し、かつ、同日以前における直近の支給日に同手当を受けた場合に限り、条例等に定められた基準日から災害発生日までの間において支給を受けた額（条例等の規定による返納額がある場合には、返納額を減じた額）を365で除して得た額に平均給与額の算定の基礎となる総日数を乗じて得た額を「給与の総額」に加え（実際は寒冷地手当の1/365を平均日額に加える。）、また、特殊勤務手当のうち、漁獲手当等の名称で支給される手当の額についても特例が設けられています。

また、過去3月間の総日数とは、日曜日その他勤務を要しない日を含む暦日数のことであり、この過去3月間の途中で採用された職員については、その採用された日以降の暦日数になります。

○原則計算の算定例(1)

10月24日に災害を受けた場合

〔図 解〕		7 月 8 月 9 月 10月24日			
		算定期間			災害発生
〔給与内訳〕		7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計
総 日 数		31日	31日	30日	92日 … A
勤務した日数		24日	25日	24日	73日
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調 整 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	特殊勤務手当	円	円	円	円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	338,280円	336,364円	342,112円	1,016,756円 … B
〔計算方法〕					
◎ 平均給与額		$= \frac{7, 8, 9 \text{ 月の給与総額}}{7, 8, 9 \text{ 月の総日数}} = \frac{B}{A} = \frac{1,016,756 \text{ 円}}{92} = 11,051.69 \text{ 円}$			

○原則計算の算定例(2)

4月1日に採用された者が、5月16日に災害を受けた場合

〔図 解〕

採用(4.1)

A horizontal timeline diagram. On the left, a bracket labeled '算定期間' (Calculation Period) spans from the start to April 30th, labeled '4月'. To the right of this, there is a point marked with an '×' labeled '5月16日' (May 16th), with the text '災害発生' (Disaster Occurrence) below it.

〔給与内訳〕

給 与 期 間		4月1日から 4月30日まで	計
総 日 数		30日	30日
勤務した日数		25日	25日
給 与	給 料	129,800円	129,800円
	扶 養 手 当	0円	0円
	調 整 手 当	12,980円	12,980円
	住 居 手 当	7,000円	7,000円
	通 勤 手 当	12,000円	12,000円
	時間外勤務手当	円	円
	特殊勤務手当	円	円
	宿 日 直 手 当	円	円
		円	円
	計	161,780円	161,780円

〔計算方法〕

$$\textcircled{\text{C}} \quad \text{平均給与額} = \frac{4月の給与}{4月の総日数} = \frac{161,780円}{30} = 5,392.66円$$

(2) 最低保障計算（平均給与額算定書（B）欄）

この計算は、過去3月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合の特例的な計算方法です。

この計算の趣旨は、給与が日給、時間給又は出来高給によって計算されている場合には、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去3月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなる。そこで、このような場合を救済するために最低保障の規定が設けられているものです。

過去3月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額の60%を最低保障額とし、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その部分の給与の総額について前記の方法により計算した額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額を最低保障額とし、これらの額が(1)の原則計算によって得た額より高額の場合には、これらの額が平均給与額となります。

この場合、勤務した日数には、過去3月間において現実に勤務した日だけではなく、有給休暇、職専免のように勤務はしないが、勤務した場合と同様に給与が支払われる日も含まれます。また、土曜日も1日として計算します。

(3) 控除計算（平均給与額算定書（C）欄、（C'）欄）

この計算は、過去3月間に職員の責めに帰することのできない事由等によって勤務することができなかった日等がある場合の特例的な計算方法です。

この計算は、健康で通常の状態における給与水準を補償の水準とすることから、このような事情により勤務しなかった期間は、給与が通常に比べて減少しているか又は支払われていないため、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、職員に不利にならないよう配慮したものです。

具体的には、過去3月間に次に掲げる日がある場合には、「その日数」及び「その間の給与」は、控除して計算します。ただし、控除事由がある場合でも、控除しないで計算した平均給与額が、控除して計算した平均給与額より高額となる場合は、その額が平均給与額となります。

ア 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった日（年次休暇等であっても療養のため勤務することができなかった日、及び親族の看護のため勤務することができなかった日を含む。）

イ 被災職員が出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかった日

ウ 介護のために承認を受けて勤務しなかった日

エ 地方公共団体の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日

オ 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日（組合休暇を与えられた期間を含む。）

カ 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日

これらの場合には、ア～オの事実を証明する書類（出勤簿等）を添付する必要があります。

「その日数」には、勤務を要しない日、休日等を含み、1日の一部が控除事由に該当するとき（例えば、組合休暇で半日休になる場合）も、その日を全く勤務しなかったものとして控除することになります。

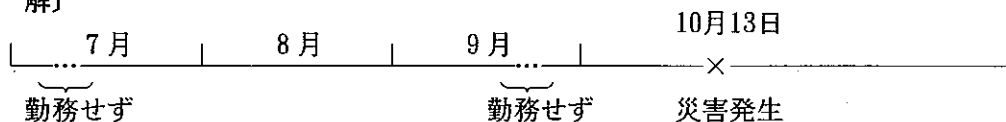
「その間の給与」は、原則として、控除事由に該当する日の属する月に支給されるべき当該給与の月額をその月の暦日数で除して得た額に当該月の勤務できなかった日数又は勤務しなかった日数を乗じて得た額及び平均給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の額を365で除して得た額に、控除日数を乗じて得た額となります。

なお、例えば、控除すべき日に時間外勤務を行っていたような場合には、その日の時間外勤務手当も控除の対象となります。

○控除計算の算定例

10月13日に災害を受けたが、7月9日から7月13日までと9月19日から9月22日まで私傷病で休んでいた場合

〔図 解〕



〔給与内訳〕

給 与 期 間		7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計
総 日 数		31日	31日	30日	92日
勤務した日数		24日	25日	24日	73日
控 除 日 数		5日	0日	4日	9日
給	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	20,500円	20,500円	20,500円	61,500円
	調 整 手 当	27,420円	27,420円	27,420円	82,260円
	住 居 手 当	7,500円	7,500円	7,500円	22,500円
	通 勤 手 当	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	特殊勤務手当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円
与	宿 日 直 手 当	円	円	円	円
	日 額 特 勤	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
		円	円	円	円
	計	365,483円	364,947円	369,315円	1,099,745円

〔計算方法〕

◎ 原則計算による額

$$1,099,745円 \div 92日 = 11,953^{15}円 \cdots A$$

◎ 控除計算による額

(控除日数)

7月…5日 9月…4日 (勤務を要しない日を含む。)

(控除すべき給与)

{給料+扶養手当+調整手当+住居手当+通勤手当+特殊勤務手当}

÷(暦日数)×(控除日数)で求める

$$7月分 341,953円 \div 31日 \times 5日 = 55,153^{10}円 \cdots a$$

$$9月分 341,953円 \div 30日 \times 4日 = 45,593^{13}円 \cdots b$$

$$a + b = 100,747^{43}円$$

(控除計算)

$$(給与総額 - 控除すべき給与) \div (総日数 - 控除日数) = (1,099,745円$$

$$- 100,747^{43}円) \div (92日 - 9日) = 998,997^{57}円 \div 83日 = 12,036^{14}円 \cdots B$$

◎ 平均給与額 (A, Bの比較) $11,953^{15}円 < 12,036^{14}円 \cdots 12,036^{14}円$